

平成26年第7回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

1. 招集年月日 平成26年12月8日(平成26年11月27日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成26年12月8日(月) 午前 9時30分
散会 午後12時 3分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	服部 導士	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	飛弾 智徳
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠	会計管理者	安原 賢二
羽須美支所長	加藤 幸造	瑞穂支所長	川信 学	教育委員長	寺本 恵子
教育長	土居 達也	学校教育課長	細貝 芳弘	生涯学習課長	能美 恭志
監査委員	實田 譲	農業委員会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成26年第7回邑南町議会定例会議事日程(第1号)

平成26年12月8日(月) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告事項

報告第12号 専決処分の報告について

報告第13号 専決処分の報告について

報告第14号 例月現金出納検査結果報告について

報告第15号 平成26年度定期監査報告について

日程第5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第114号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第115号 専決処分の承認を求めることについて

日程第6 議案の上程、説明

議案第116号 邑南町監査委員条例の一部改正について

議案第117号 邑南町税条例の一部改正について

議案第118号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第119号 邑南町国民健康保険条例の一部改正について

議案第120号 邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正について

議案第121号 邑南町保健センター条例の一部改正について

議案第122号 邑南町福祉医療費助成条例の一部改正について

議案第123号 邑南町郷土館条例の一部改正について

議案第124号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第125号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の制定について

- 議案第 1 2 6 号 邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 2 7 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 1 2 8 号 邑南町保育の実施に関する条例の廃止について
- 議案第 1 2 9 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 1 3 0 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議案第 1 3 1 号 町道路線の認定について
- 議案第 1 3 2 号 平成 2 6 年度邑南町一般会計補正予算第 5 号について
- 議案第 1 3 3 号 平成 2 6 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 1 3 4 号 平成 2 6 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 2 号について
- 議案第 1 3 5 号 平成 2 6 年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 1 3 6 号 平成 2 6 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 3 号について

平成26年第7回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

平成26年12月8日(月)

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~〇~~~~~

### 開会宣告

●議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成26年第7回邑南町議会定例会を開会をいたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配布をしたとおりですので、ご覧いただきたいと思います。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。ここで、本日の日程に入るのに先立ちまして、去る11月20日付けで就任をされました寺本恵子教育委員長から、あいさつしたいとの申し出がございましたので、少し時間をいただきまして、ごあいさつをいただきたいと思います。寺本教育委員長お願いをいたします。

●寺本教育委員長(寺本恵子) それでは失礼をいたします。ただいまご紹介にあずかりました寺本恵子でございます。先般地方教育行政にかかわる法律の一部が改正をされました。そして、いじめの防止等行政の対応に関する基本的な理念を設定をすることにも努力をいたしておるところでございます。また、去る7月に出されました島根県の島根の教育ビジョン21に沿いながら一層具体的な対応を考えているところでございます。多くの方々のご意見をいただきながら将来の邑南町を担ってくれる子どもたちにふさわしい教育環境づくりに力を尽くしてまいりたい所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

●議長(山中康樹) 以上で、教育委員長の就任のあいさつを終わります。

~~~~~〇~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。14番石橋議員、15番三上議員、お願いをいたします。

~~~~~〇~~~~~

### 日程第2 会期の決定

●議長(山中康樹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日、12月8日から12月18日までの11日間といたしたいと思えます。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月8日から12月18日までの11日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~〇~~~~~

日程第3 行政報告

●議長(山中康樹) 日程第3、行政報告。これより町長に、行政報告及び諸般の報告を行っていただきます。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 平成26年第7回邑南町議会定例会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、行政報告及び諸般の報告を申し上げます。まず、11月1日、2日にかけて行いました邑南町合併10周年記念式典及び町民参加の内外イベントに、多くの町民の皆様参加を頂き、盛況に行うことができました。改めてお礼を申し上げます。次に、口羽地区に設置いたしましたヘリポートについて申し上げます。かねてから、口羽地区より要望のありましたヘリポートにつきましては、国土交通省のご理解もいただき11月28日に江の川堤防上に設置することができました。通常のドクターヘリの使用のほか、緊急時には防災ヘリポートとしても使用でき口羽地区の安心安全につながるものと思っております。次に、邑南町新型インフルエンザ等対策行動計画について申し上げます。昨年4月に施行されました新型インフルエンザ等対策特別措置法におきまして、市町村は、政府の新型インフルエンザ等対策行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン、さらに県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成することが求められることとなりました。邑南町では、今年8月までに邑南町新型インフルエンザ等対策行動計画案をまとめ、島根県防災危機管理課、県央保健所、並びに邑智郡医師会等へ協議するとともに、10月10日から1か月間パブリックコメントを実施し、11月28日付で邑南町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したところであります。内容といたしましては、町民の生命及び健康を保護し、町民生活や地域経済への影響を最小とすることを目的に、未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期の6つの発生段階ごとに、町の実施する対策をもとめ、流行のピークを遅らせ、かつピーク時の患者数等を小さくすることにより、目的達成を図ろうとするものでございます。この計画につきましては、議会に報告させていただくとともに、町民の皆さんには広報紙やホームページにより周知していくこととしておりますので、よろしくお願いをいたします。次に、水明メガソーラープロジェクトについて申し上げます。これまでゴルフ場として営業して参りました水明カントリークラブにつきましては、今シーズンを最後にゴルフ場の営業を終え、新しく太陽光発電事業を行いたいという申し出が発電事業計画者の株式会社WB Iからありました。計画では、現在のゴルフコース上の全面に渡って太陽光発電用のパネルを設置し、年間発電量約43.4MW規模の設備を設置することを予定されております。国の再生エネルギー固定価格買取制度を活用し、全発電量を電力会社に売電するために、羽須美地区本田にある中国電力羽須美変電所まで送電線を地中埋設して接続する計画です。先月11月6日に島根県土地利用対策要綱に定める県央地区土地利用調整会議が開催され、現在事業計画推進に向け県、町等の関係機関と協議中です。なお、会社からの説明は議会中の12月11日を予定しておりますので、併せてご案内いたします。次に、農協合併に伴う邑南町指定金融機関の名称の変更について申し上げます。邑南町の指定金融機関となっている島根おおち農業協同組合は、平成27年3月1日に島根県内の11農協が1農協に合併するに伴い、島根県農業協同組合と名称が変更になります。このことは、今年3月23日の合併臨時総代会で組合員の方の了承を得られたのを受け、12月に島根県に合併許可申請を行うことで合併手続きが完了するようでございます。合併により、11の被合併組合は地区本部に、支所は支店になりますが、合併時在職の職員及び被合併組合の全ての財産、及び中央会等の県域組織の一部機能も新JAに移管されるとともに、平成27年11月1日には島根県信用農業協同組合連合会を包括承継する計画であり、これまで以上に充実した体制を構築す

ると伺っております。農協合併により、町税等の公金の支払が島根県内全ての農協で可能となるほか、本庁役場事務所についてもこれまで通り運営していただくことになっており、指定金融機関の名称変更を伴う移行業務はスムーズに行われるものと思っております。次に、矢上高校の生徒確保対策について申し上げます。矢上高校の生徒確保対策につきましては、4月から県内外への中学校訪問先を増やすなど積極的なPR活動に努めてきましたが、こうした中、県教育委員会は9月5日、平成27年度の県立高校募集定員を全日制の江津、三刀屋、大東の3校で1学級ずつ減少、島根中央、隠岐、矢上高校の3校は学級数を維持しつつ定員を30人学級にすると発表しました。邑南町としては4月からの取り組みにより、オープンスクール参加者が前年に比べ約1.3倍に増えていただけない、この発表に困惑したところでございます。この方針は矢上高校にとっては、学級数は維持できたもののマイナス要素も多いので、それらを払拭するための新たなビジョンづくりと更なる生徒確保の取り組みが必要と考えます。このため邑南町では矢上高校や関係者などにより矢上高校将来ビジョン策定委員会を設置し検討に入っており、この将来ビジョンでは1学年3学級40名定員の復活を重点目標にしたいと考えております。次に、二つの臨時給付金の給付状況についてご報告いたします。臨時福祉給付金は当初1万円の基本分給付対象者を約3千100人、5千円の加算分の給付対象者を約千600人と推計していましたが、今日まで基本分は2千832人の申請があり、加算分は2千245人の方の申請があり、予算上では当初予算を上回る実績となっております。子育て世帯臨時特例給付金も、当初国から示された計算式に基づき給付対象見込みを算定していましたが、公務員分の申請増も含め当初見込みを上回る申請があり、臨時福祉給付金と併せ本定例議会において補正予算に増額計上いたしておりますのでよろしくお願いをいたします。なお、申請期間を10月1日までの3か月間としておりましたが、要綱上では最長6か月を受付の期間と設定しており、未申請と思われる方に対しては来年1月1日まで申請を受け付けることとし、再勧奨等を行っているところでございます。次に、生活困窮者自立支援制度の構築について申し上げます。我が国においては、構造的な景気低迷が続き、非正規雇用の増大など雇用形態も変化している中、生活困窮者や生活保護受給者の増大に直面している状況であり、特に稼働年齢層に対して、自立を支援する取り組みが必要であることから、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から全国の福祉事務所を設置する自治体で施行されます。この制度は、生活保護受給者以外の生活困窮への第2のセーフティネットと呼ばれる支援を抜本的に強化するもので、包括的な相談支援を行う自立相談支援事業を中心とし、個々の生活困窮者の状況に応じ、居住、就労、家計等の相談や支援を一体的に提供するものというものでございます。また、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行う自立相談支援事業の実施、及び離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の住宅確保給付金の支給については必須事業とされております。このうち、自立相談支援事業については自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人等への委託も可能となっていることから、本町においても実際に成果が上がるよう、体制面も考慮しながら検討し、平成27年4月実施に向け取り組んでいきたいと考えております。次に、農林業振興について申し上げます。本年の水稻作況指数でございますが、10月15日の発表では全国作況指数が101の平年並みで、生産数量目標765万トンに対し需要量は778万トンと見込まれておりますが、作柄と

民間在庫の動向などによっては25万トンの過剰米が発生すると見込んでおります。また、島根県西部地区の作況指数は97で、やや不良となりました。これは夏場の日照不足によって収穫量が減となったものと見ております。これらの状況と今後の国内需要量の推計から、邑南町の来年産の米作付面積は今年産米の配分より30ヘクタール程度少なくなると見込んでおり、今後、農家の皆さんには自治会ごとの主食用米目標作付面積をお示しして、個々の営農計画を立てていただき、来年1月には第1次集計計画を行う予定にしております。また、今年の町内産米の品質については、11月4日現在の水稻うるち玄米の1等米比率が95.0%となっており、昨年の82.4%から回復をしております。植え付け時期を遅らせる対策や落水時期の調整が稲作ごみや現地指導会を通じて徹底できたことと、夏場に夜間の温度が比較的低温推移したことなど好条件が重なったことによるものと見ております。次に、災害復旧について申し上げます。初めに国庫補助災害の11月末現在の発注状況を申し上げますと、農地農業用施設災害につきましては、364か所の内、362か所が発注済みで、残りの2件につきましては今月入札の予定でございます。公共土木施設災害につきましては、187か所の内25年度、26年度割り当て分の180か所すべてが発注済みでございます。残りの7か所につきましては他工事との事業調整の関係で27年度の年度当初に発注を行っていく予定でございます。林道災害につきましては51か所すべてが発注済みでございます。進捗率について申し上げますと、農地農業用施設災害が、39%。公共土木施設災害が55%。林道災害が86%でございます。次に、小災害の状況についてでございますが、か所数を申し上げますと、現在、農地農業用施設が800か所、公共土木施設災害が171か所、林道災害が17か所でございます。補助災害の隣接する箇所につきましては、効率的な進捗を図るために既に工事発注を行っている箇所もございます。本格的には、補助災害の進捗を考慮しながら発注を計画していきたいと考えておりますが、補助災害を優先して進めていくことから、繰越承認を得て27年度にかけて発注していかなければならないと考えております。次に、県の邑南町分の災害の状況を申し上げますと、河川、道路、砂防災害合わせまして111か所すべてが発注済みで、その内、20か所が竣工しております。次に、学校教育関係について申し上げます。まず、教育委員会の構成ですが、11月20日の教育委員会で、先程ごあいさつされました委員長に寺本恵子委員、委員長職務代理者に森岡弘典委員が選任をされました。ご両人のご活躍を期待をするところでございます。次に、がんばる地域交付金事業関係のうち釜谷教員住宅、旧阿須那中学校プール、瑞穂中プール、石見中学校プール、石見中学校寄宿舎冠山寮の解体工事につきましては、11月に着工したところでございます。次に、生涯学習関係について申し上げます。まず、文化財関係につきましては、瑞穂ハンザケ自然館において、9月7日、昨年に続きオオサンショウウオが産卵しました。施設内展示水槽内での二世個体が連続産卵、孵化（ふか）したのは国内初のことと快挙となりました。次に、10月29日、久喜製錬所遺跡群を邑南町指定文化財に指定いたしました。久喜大林銀山遺跡調査事業については、現在、久喜の床屋製錬遺跡と久喜製錬所煙道の発掘調査を実施しており、11月18日、19日には第2回久喜大林銀山調査指導委員会を開催し、様々な分野の専門家から意見やアドバイスをいただいて調査を行っております。次に、公民館関係につきましては、10月5日、井原公民館において、しまね映画塾inおおなんを開催し、参加者45人が錦織良成監督指導による映画づくりを体験いたしました。次に、1

0月19日、元気館におきまして、NHKラジオ民謡をたずねて公開録音を開催したところ、町内外から450人の参加があり改めて民謡の素晴らしさを堪能しました。次に、邑南町発注の公共事業についてでございますが、これは別紙一覧表で発注状況をご報告させていただきますのでそちらをご覧くださいと思います。以上、12月議会定例会の開会にあたり、本年度の諸施策について、行政報告をさせていただきました。なお、本定例会に提案いたします議案は、人事案1件、専決処分の承認1件、条例案13件、補正予算案5件、その他案3件、合せて23件としています。何とぞ、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。なお、国の人事院勧告によります職員の給与改定がございますので、関連条例及び補正予算について本会議に追加提案予定でございますのでご承知おきください。続きまして、お手元にも資料を配っておると思いますのでご覧をいただきたいと思います。江津邑智消防組合と公立邑智病院の件でございます。始めに、江津邑智消防組合の決算でございますが、江津邑智消防組合議会定例会が10月3日に開催され、平成25年度の一般会計歳入歳出決算が認定されましたので、その決算概要についてご報告申し上げます。まず、平成25年中の組合管内におきます火災発生件数は41件で前年比5件の増となり、そのうち本町が15件で前年比9件の増加となっています。また、救急出動件数は2千525件で前年比73件の減となり、そのうち本町が637件で前年比21件の増加となっております。搬送人数は2千416名で、そのうち60歳以上は千885名、ドクターヘリによる搬送は125名となっております。次に、25年度の歳入歳出の決算状況でございます。お手元に決算書をお配りしておりますので、資料ナンバー1の3ページをご覧ください。歳入総額は15億9千224万2千円、歳出総額は15億6千883万7千円で、歳入歳出差引残額は2千340万5千円でございます。歳入における決算額でございますが、1ページをご覧ください。構成市町からの負担金は10億5千590万5千円で、歳入総額の66.3%を占めております。本町の負担金は、3億1千833万7千円で、前年度に比べ9千443万4千円、22.8%の減額となりましたが、4市町の30.1%を占めております。負担金のうち普通交付税算入額2億6千857万2千円を差し引いた実質一般財源負担額は4千976万5千円でございます。次に、歳出における決算額でございますが、2ページをご覧ください。消防費の決算額、13億9千527万2千959円の内訳は、常備消防費が10億9千129万7千126円、消防施設費が3億397万5千833円で、常備消防費の主なものは、報酬、給料などの人件費が7億6千43万313円で、消防施設費の主なものは、消防救急デジタル化施設整備事業費が2億7千372万8千円、高規格救急自動車整備事業費が1千895万7千240円となっています。消防施設整備事業債を新たに4億9千500万円発行しましたので、地方債残高は7億8千758万8千円となっています。財産に関する状況につきましては、4ページのとおりとなっておりますのでご覧をいただきたいと思います。次にあの、公立邑智病院の決算の方に移りたいと思いますが、邑智郡公立病院組合議会が9月22日に開催され、平成25年度の公立邑智病院事業会計収支決算が認定されましたので、その決算概要についてご報告申し上げます。決算書をお配りしていますので、資料ナンバー2をご覧ください。平成25年度は、施設整備事業を行い、中でも医療従事者研修棟は、地域の医療関係者へも施設を解放し共に学び交流を深めることができ、医療従事者の生涯教育の場として有効活用されており

ます。また、医療ITネットワークやTV会議システムの導入など、遠隔での業務環境整備が進んだ年でもあります。集合会議会場までの移動時間を削減することができるテレビ会議の仕組みは、診療を行いながら各種会議や委員会に出席しなければならない医療従事者にとっては非常に有用なシステムであります。また、経営の自立化、体質の強化を目指した京セラ式病院原価管理手法導入の年でもありました。部門ごとに収支を算出、稼働時間から時間当たり付加価値を示すことにより、自部門の運営状況が可視化し、職員全員が経営者の目線で業務を見つめることができるようになりました。業務の状況につきましては、10ページから12ページをご覧ください。続いて11ページの、入院外来別患者数の推移をみますと、年間入院患者数は2万4千500人で、対前年度145人、0.6%の減少、1日平均入院患者数が67.1人で、前年度と比較しますと0.4人、0.6%減少、病床利用率は68.5%と0.4ポイントの減少となりました。一方、外来患者の内訳は、年間外来患者数は4万8千788人で、対前年度2千60人、4.1%減少、1日平均外来患者数が200人で前年度と比較しますと7.5人、3.6%減少となっております。こうした影響を受けた収益的収支の決算額でございます。前の方に戻ってもらって1ページをご覧ください。病院事業収益は、15億4千989万3千594円、病院事業費用は、15億8千162万9千313円で、9ページに示しておりますけども、差し引き3千173万5千719円の経常損失となりました。次に資本的収支の状況でございますが、戻ってもらって2ページをご覧ください。資本的収入は2億5千323万4千335円、資本的支出は5億4千307万4千533円となり、不足する額2億8千984万198円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しています。次に資産の状況でございますが、4ページから5ページをご覧ください。平成25年度末で、固定資産、流動資産、繰延勘定を合わせまして、資産合計は39億8千996万3千379円でございます。また、企業債未償還元金残高は、5ページ中ほどのイの欄です、企業債の10億7千710万7千278円となっておりますので併せてご報告をいたします。以上、江津邑智消防組合と公立邑智病院の決算についてご報告を申しあげました。

●議長(山中康樹) 以上で町長の行政報告及び諸般の報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 報告事項

●議長(山中康樹) 日程第4、報告事項。報告第12号専決処分の報告について、報告第13号、専決処分の報告について、報告第14号例月現金出納検査結果報告について、報告第15号平成26年度定期監査報告について、以上4件につきましては、それぞれ報告がありました。お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承ください。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(山中康樹) 日程第5、先議といたしまして、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第114号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。提出者からの、提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第114号の提案理由をご説明申しあげます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、最近の人権擁護行政を取り巻く諸情勢は、幼児、児童に対する虐待や、いじめ、体罰など子どもに関する問題、高齢者や障がい者に関する問題、あるいは夫婦間、親子間の問題など、多岐にわたり複雑化しております。こうした地域社会の中であって、人権擁護委員はこれらの諸問題に理解をもって取り組み、気軽に相談に応じ、その解決に熱意を有する候補者を議会の意見を聞いて、法務大臣に対し推薦するものでございます。議案第114号において推薦につき意見を求めようとする酒井隆司氏につきましては、平成24年4月1日から人権擁護委員としてご活躍いただいております。このたび平成27年3月31日に任期満了を迎えられるにあたり、引き続きその手腕を発揮していただきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

●**議長(山中康樹)** 以上で、提出者からの説明は終了いたしました。ここで、お諮りをいたします。議案第114号につきましては、人事案件ですので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、議案第114号につきましては、質疑、討論を省略して、直ちに採決することに決定をいたしました。これより、議案第114号を採決いたします。議案第114号について、適任と認めることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(山中康樹)** はい全員賛成、全員賛成、したがって、議案第114号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、原案を適任とすることに決定をいたしました。

●**議長(山中康樹)** 続きまして、議案第115号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提出者からの、提案理由の説明を求めます。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第115号の提案理由をご説明申しあげます。専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成26年度邑南町一般会計補正予算第4号により、衆議院議員選挙費用を歳入歳出それぞれ1千681万円を増額することについて専決処分したものでございます。詳細につきましては企画財政課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 日高企画財政課長。

●**日高企画財政課長** 議案第115号専決処分の承認を求めることについて、平成26年度一般会計補正予算第4号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ1千681万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を146億1千586万2千円としたものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから6ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。なお、詳細につきましては、事項別明細書の方でご説明申しあげます。ページをめくっていただき、予算に関する説明書の4ページをお開き

ください。このたびの専決処分につきましては、平成26年11月21日に衆議院が解散されたことを受けて、総選挙の実施費用を計上したものでございます。はじめに、歳入でございます。15款県支出金、3項委託金でございます。総務費委託金としまして、1千680万円を計上しております。18款繰入金、2項基金繰入金でございますが、一般財源の調整分としまして1万円を繰り入れるものでございます。続きまして、6ページをお開きください。歳出でございます。2款総務費、4項選挙費でございますが、衆議院議員選挙費としまして、報酬、職員手当、需用費などで1千681万円でございます。以上、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●議長(山中康樹) 以上で、提出者の説明は終了いたしました。それでは、議案第115号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをします。質疑はありませんか。

●議長(山中康樹) ありませんか。

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第115号の質疑を終わります。これより、議案第115号に対する討論に入ります。これより、え。ただいまより暫時休憩といたします。

—— 午前10時10分 休憩 ——

—— 午前10時24分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。これより、議案第115号に対する討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第115号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって、議案第115号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第6 議案の上程、説明

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第6号、議案の上程説明にはいり。続きまして、日程第6、議案の上程、説明に入ります。議案第116号邑南町監査委員条例の一部改正について、議案第117号邑南町条例の一部改正について、邑南町税条例の一部改正について、議案第118号邑南町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第119号邑南町国民健康保険条例の一部改正について、議案第120号邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正について、議案第121号邑南町保健センター条例の一部改正について、議案第122号邑南町福祉医療費助成条例の一部改正について、議案第123号邑南町郷土館条例の一部改正について、議案第124号邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第125号邑南町特定教育保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第126号邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第127号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第128号邑南町保育の実施に関する条例の廃止について、議案第129号工事請負契約の締結について、議案第130号工事請負契約の変更契約の締結について、議案第131号町道路線の認定について、議案第132号平成26年度邑南町一般会計補正予算第5号について、議案第133号平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について、議案第134号平成26年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について、議案第135号平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について、議案第136号平成26年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号について、以上、21議案を一括上程をいたします。提出者からの、提案の、提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第116号から議案第123号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第116号邑南町監査委員条例の一部改正についてでございますが、定期監査の指定月及び期間の変更に伴う改正でございます。次に議案第117号邑南町税条例の一部改正についてでございますが、軽自動車税の税額改正に伴う改正でございます。次に議案第118号邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、国民健康保険税の分割金の端数処理するための改正でございます。次に、議案第119号邑南町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、健康保険法施行令等の一部改正に伴う改正でございます。次に議案第120号邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正についてでございますが、児童法の一部改正及び難病の患者に対する医療等に関する法律改正に伴う改正でございます。次に議案第121号邑南町保健センター条例の一部改正についてでございますが、石見保健センターの用途廃止に伴う改正でございます。次に議案第122号邑南町福祉医療費助成条例の一部改正についてでございますが、母子及び寡婦福祉法の一部改正及び難病の患者に対する医療費等に関する法律の施行に伴う改正でございます。次に、議案第123号邑南町郷土館条例の一部改正についてでございますが、郷土館石見分館の用途廃止に伴う改正でございます。以上詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) 議案第116号邑南町監査委員条例の一部改正についてご説明を申し上げます。新旧対照表をご覧ください。定期監査、第4条とあります。法第199条第4項の規定による監査とありますけども、この法とは地方自治法のことでございます。地方自治法第199条第1項に、監査委員は普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。とあります。第4項には、監査委員は毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならないという規定がございます。本町の場合、年2回、毎年6月及び12月に行う、としておりましたが、これを幅を持たせまして、6月又は7月、及び12月又は1月

に行うという改正をするものでございます。以上地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●**上田税務課長(上田洋文)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 上田税務課長。

●**上田税務課長(上田洋文)** 議案第117号 邑南町税条例の一部改正する条例についてご説明いたします。それでは新旧対照表に基づいてご説明をいたします。今回の条例改正は、軽自動車税の税率のうち、条例で定める小型特殊自動車の税率改正をするものでございます。軽自動車税の税率、第82条第2号イ、地方税法の改正で既にほかの軽自動車税率は改正されております。その際、最低税率が2,000円に規定されました。他の軽自動車税率及び、島根県内の市町村の税率改正状況を総合的に判断し、条例に定める小型特殊自動車のうち、農耕作業用のもの、年額1千600円を2千円に、その他のもの年額4千700円を5千900円に改正するものでございます。改正文の附則でございます。改正文をご覧ください。附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の町税条例第82条第2号の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によると定めるものでございます。以上、改正の内容をご説明させていただき、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●**種町民課長(種文昭)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 種町民課長。

●**種町民課長(種文昭)** 議案第118号、邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申しあげます。このたびの改正は、国民健康保険税の各納期の端数処理を100円未満とすることにより、各納期の納税額を均等化させ、納税しやすい環境をつくるための改正でございます。それでは、改正内容を新旧対照表に基づいてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第27条を第28条とし、新たに第27条を追加する改正でございます。地方税法第20条の4の2第6項には、納期限ごとの分割金額に千円未満の端数があるとき、又は、分割の金額が千円未満であるときは、その端数金額、又はその全額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。ただし、地方団体が条例でこれと異なる定めをしたときは、この限りではないと規定されております。邑南町ではこれまで、この本文の規定を準用してまいりましたので、国民健康保険税の本算定時の4期、7月分に千円未満の端数が合算されており、他の納期月より負担が多くなってまいりました。今回、法のただし書きを適用して、端数処理を100円未満とすることを規定し、各納期の負担を平準化させ、納税者の納税しやすい環境をつくるための改正でございます。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、第1項で施行期日を平成27年4月1日としております。第2項、適用区分で、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。次に、議案第119号、邑南町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申しあげます。このたびの改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成26年11月19日付けで公布されたことに伴う改正でございます。それでは、改正内容を新旧対照表に基づいてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第7条第1項は、出産育児一時金の支給額についての規定でございます。出産育児一時金として支給する

額、39万円を40万4千円に、ただし書きで加算する限度額を3万円を1万6千円にする改正でございます。ただし書き中の、健康保険法施行令第36条の規定でございますが、これは、病院、診療所、助産所その他の医学的管理の下における出産について、出産にかかわる事故に備えるため、出産費用に含めて請求される産科医療補償制度の掛金の基準額が加算額として規定されております。この度、この掛金の基準額が3万円から1万4千円引き下げられ1万6千円になったこと、もう一つには出産育児一時金の総額は42万円を維持することとされているため、出産育児一時金は1万4千円増額され40万4千円に改正されたこと、以上が改正の主な理由でございます。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、第1項で施行期日を平成27年1月1日としております。第2項、経過措置で、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●**日高保健課長** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 日高保健課長。

●**日高保健課長** 議案第120号 邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正についてご説明申しあげます。このたびの改正は、児童福祉法の一部を改正する法律、及び、難病の患者に対する医療費等に関する法律が平成27年1月1日で施行されることに伴う改正と、島根県の関係条例の条文整理による改正でございます。新旧対照表をご覧ください。第2条第1項第3号中、第21条の5を、第19条の3第3項に改めます。これは、児童福祉法の一部を改正する法律により、小児慢性特定疾病医療支給認定の条例が新設されたことに伴う改正でございます。次に、第3項第6号中特定疾患治療研究事業実施要綱、かつこ、昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知、かつこを、難病の患者に対する医療等に関する法律。かつこ、平成26年法律第50号、かつこに改めます。これは、難病の患者に対する医療等に関する法律が平成27年1月1日に施行されることに伴う改正でございます。次のページをお開きください。第6条中第1項ただし書きを削り、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に、次の1項、2、前項の規定にかかわらず規則で定める場合において、被保険者等が医療機関等に本人負担額を支払ったときにおける助成は、助成対象額を被保険者等に支払うことによって行うを加えます。これは、島根県が乳幼児等医療費助成条例準則を改正されたことに伴う改正でございます。次に、6条の改正に伴いまして、第7条第1項中、前条第1項ただし書及び第2項の規定を、前条第2項及び第3項の規定に改めます。なお、この条例は平成27年1月1日から施行するものとし、経過措置として同日前に受けた療養または医療に係る助成については従前の例による旨を附則で規定しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第121号、邑南町保健センター条例の一部改正についてご説明いたします。町民の健康の保持増進と疾病を予防し、公衆衛生の向上を図るための拠点施設として、3地域に保健センターを設置しています。このうち、石見保健センターにつきましては、邑南町社会福祉協議会から、介護保険事業の事務所として、全面的に利用したい旨の申し入れがあり、町として当該施設の有効利用を図り、福祉事業の充実、推進をするために、厚生労働省中四国厚生局に、保健衛生施設等設備整備費国庫補助金により取得した保健センターに係る財産処分の報告をし、受理されま

した。これを受けて、邑南町保健センター条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表をご覧ください。第2条中、石見保健センターの項を削る改正でございます。なお、この条例の施行日は、平成27年4月1日としており、附則に規定いたしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議案第122号、邑南町福祉医療費助成条例の一部改正についてご説明申しあげます。この改正は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されたこと、また、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律による措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化されたことから、いずれも所要の改正を行うものでございます。内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。第2条第1項第7号中及びの次に父子並びにを加え、同法第17条に規定する配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの並びにこれに準ずるものとして母子及び寡婦福祉法施行令、かつこ、昭和39年政令第224号、かつことじ、第25条に規定する者を、同条第2項に規定する配偶者のない男子に改めるものでございます。2ページ目をお開きください。第2条第3項第6号中、特定疾患治療研究事業実施要綱、かつこ、昭和48年4月17日厚生省衛発第242号公衆衛生局長通知、かつことじを、難病の患者に対する医療等に関する法律、かつこ、平成26年法律第50号、かつことじ、に改正するものでございます。なお、この条例は公布の日から施行すること、ただし第2条第3項第6号の改正規定については、平成27年1月1日から施行する旨附則に規定をいたしております。また、改正後のこの規定は平成27年1月1日以降の療養または医療に係る医療費について適用し、経過措置として同日前に受けた療養または医療については従前の例による旨、附則で規定をいたしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●能美生涯学習課長(能美恭志) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 能美生涯学習課長。

●能美生涯学習課長(能美恭志) 議案第123号邑南町郷土館条例の一部改正についてご説明申しあげます。郷土文化の保存伝習を推進するために邑南町郷土館並びに邑南町郷土館石見分館を設置しておりますが、このうち邑南町矢上3千858番地1にあります邑南町郷土館石見分館を4月から用途廃止し普通財産として管理するため、今回条例の一部を改正するものです。新旧対照表をご覧ください。第2条の表中、邑南町郷土館石見分館の項を削る改正でございます。なお、条例の施行日は、平成27年4月1日としており、附則に規定いたしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●議長(山中康樹) 説明の途中でございますが、ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前11時5分といたします。

—— 午前10時49分 休憩 ——

—— 午前11時 5分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第124号から議案第127号の提案理由をご説明申しあげます。まず、議案第124号邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、児童福祉法の改正による新たな基準を定める条例制定でございます。次に議案第125号邑南町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、子ども子育て支援法の制定による新たな基準を定める条例制定でございます。次に議案第126号邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、児童福祉法の改正による運営基準を定める条例制定でございます。次に議案第127号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことに伴う条例制定でございます。以上、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議案第124号、邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申しあげます。子ども子育て支援新制度におきまして、児童福祉法の改正により、従来の20名以上の認可保育所の枠組みに加え、新たに少人数で原則0歳から2歳の子どもを保育する事業、地域型保育事業が創設され、定員数や保育の実施場所などにより、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの類型が新たに市町村の認可事業として設けられました。これに伴って、これら施設に係る設備及び事業の運営に関する基準を定める必要があることから条例を制定するものでございます。条例制定にあたっての、くのに対応方針といたしましては、当該事業の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情等がないため、国の基準どおりとしております。条例は、まず第1章総則に第1条趣旨から第21条苦情への対応までを、各家庭的保育事業等に係る共通の事項として定めたものでございます。第2章、第22条から第26条にかけては、5人以下の少人数の乳幼児を保育者の居宅等で保育する家庭的保育事業について、設備や職員、保育の内容等に係る基準を規定したものでございます。第3章は、定員6人以上19人以下の小規模保育事業について規定したもので、第1節通則では第27条にA型、B型、C型の3つの区分について規定をし、第2節の第28条から第30条までは、そのうちのA型について、また、第3節第31条と32条にB型について規定し、第4節第33条から第36条まではC型について規定し、それぞれのタイプについて、各種設備や職員、保育の内容等に係る基準を定めたものでございます。第4章は第37条から第41条まで保護者の自宅で1対1の保育を行う居宅訪問型保育事業について、その保育事業内容、設備及び備品、職員等に係る基準を規定したものでございます。第5章は第42条から第48条まで会社の事業所の保育施設などで従業員の子どもや地域の子どもと一緒に保育する事業所内保育事業について、利用定員の設定、各種設備や職員等について、規定したものでございます。なお、この条例は、子ども

子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する旨、附則第1項で、また、従うべき基準として、附則第2項に食事の提供の経過措置、第3項に連携施設に関する経過措置、第4項に小規模保育事業B型等に関する経過措置、第5項に利用定員に関する経過措置をそれぞれ規定しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。続きまして、議案第125号、邑南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明をいたします。子ども子育て支援新制度におきましては、子ども子育て支援法に基づき、教育保育施設及び特定地域型保育事業は市町村が条例で定める運営に関する基準を満たすことが求められており、施設事業者からの申請に基づき、市町村が運営基準を満たす施設事業として確認をし、そして施設型給付、地域型保育給付による財政支援の対象とします。これに伴い、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。この基準は施設、事業者が、良質かつ適切な内容及び水準の教育、保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものです。条例制定にあたっての、町の対応方針といたしましては、運営基準において、国が定める基準と異なる内容を定める特別な事情等がないため、国の基準どおりとしております。条例は、第1章総則として第1条趣旨、第2条用語の定義、第3条に一般原則を定めております。第2章では特定教育、保育施設、本町の場合、現在9つの保育所、保育園が対象となりますが、これらの運営に関する基準を規定したもので、第1節は第4条に利用定員に関する基準を、第2節で運営に関する基準を、第5条から第34条まで規定をしております。第3節では特例施設型給付費に関する基準として、第35条で特別利用保育を提供する場合、第36条で特別利用教育を提供する場合の基準を規定をしております。第3章では議案第124号でご説明いたしました家庭的保育事業等について、これらの運営に関する基準を規定したもので、第1節は第37条に利用定員に関する基準を、第2節で運営に関する基準を、第38条から第50条まで規定をしております。第3節では特例地域型保育給付費に関する基準として、第51条で特別利用地域型保育の基準、第52条で特定利用地域型保育の基準を規定をしております。なお、この条例は法の施行の日から施行する旨、附則第1条で、また第2条で特定保育所に関する特例について、附則第3条で施設型給付等に関する経過措置、第4条で利用定員に関する経過措置、第5条で連携施設に関する経過措置をそれぞれ規定をしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。ぎあん、続きまして、議案第126号邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。放課後健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブでございますが、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場のもとで、その健全育成を図るものです。児童福祉法の改正により、事業の実施における設備及び運営についての基準の条例を定めることが規定をされ、その基準の内容について厚生労働省令で示されたことから、条例を制定するものでございます。条例は第1条趣旨から、第21条事故発生時の対応までで構成をし、国基準に必ず適合しなければならない従うべき基準は、第10条の職員のうち第4項を除く各項、及び附則1、附則2となっております。その他の条項は町の実情に応じて異

なる内容を定めることが許容される参酌すべき基準に区別をされております。条例制定にあたっての町の対応方針としましては、国が定める基準と異なる内容を定める特別な事情等がないため、国基準を踏まえて策定いたしますが、現在実施している放課後児童健全育成事業が引き続き円滑に展開できるよう配慮するため、第10条職員のうち第4項に規定をする一の施設の単位を構成する児童の数の規定については、現在ある放課後児童クラブには適用しないことができる旨を経過措置として附則に規定をしております。なお、この条例は子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議案第127号についてご説明を申しあげます。本定例会開会前に委員長からもあいさつでちょっと触れておられますが、これにつきましては、今年6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が公布されまして、来年、4月1日に施行されるに伴い改正するものでございます。この法律の改正の骨子でございしますが、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政におきます責任の明確化、あるいは迅速的な危機管理体制の構築、さらには首長との連携強化を図るとともに地方に対する国の関与を見直しを図るとしてございます。具体的には、一つ目に教育長と教育委員長の一本化でございします。現在は、町長が教育委員を選任し、議会が同意し、町長が任命するものでございますが、その後、教育長は、教育委員会において任命されるものでございます。地方自治法で一般職としておりまして、教育委員としての任期は4年でございます。改正後の教育長につきましては、町長が選任し、議会が同意し、町長が任命するものとしておりまして、地方自治法で特別職となります。したがって、任期が示されておりますが、3年ということでございます。改正後の教育長でございますが、教育委員会の構成員でございまして、教育委員会を代表するものでございまして、会議の主催者となるものでございます。2つ目に教育長へ委任された事務の管理、執行について教育委員会への報告義務がございします。会議録の公表も求められているところでございます。3つ目に総合教育会議の設置でございします。この総合教育会議でございますが、首長の招集する教育委員会との合同会議でございまして、教育行政の大綱の策定や、教育の重点に講ずべき施策について、あるいは児童生徒の生命身体、保護緊急等に講ずべき措置などを協議するものでございます。4つ目に、教育の目標や施策の根本方針に関する大綱を求められておるところでございます。この法律の改正の附則の規定がございまして、邑南町の例で言いますと経過措置としまして、現教育長の任期であります平成28年11月19日までは、現教育長は存在し、委員長も選任されることが認められております。今回の関係条例の整備に関する条例につきましては、一部改正につきまして条例2つと、新規の条例2つをまとめて提案するものでございます。改正条例1条、2条は新旧対照表でご説明をしますので、本文5枚をめくっていただきたいというふうに思います。新旧対照表でございしますが、邑南町公告式条例の関係でございしますが、下線部分の一部改正につきましては、法改正に伴います条ずれでございします。次のページ新旧対照表の邑南町教育長の給与、

勤務時間その他の勤務時間に関する条例の一部改正についてでございますが、1条に規定してあります現行の下線部分の教育公務員特例法に基づいて勤務時間等を規定してありますが、この法律が改正されまして根拠条文が削除されたため、第1条の下線部分の教育公務員特例法の部分を地方自治法に改め、条例の標題の規定でございますが、勤務時間その他の、部分の規定を削除しまして、第1条の現行の下線部分、勤務時間その他の部分の規定と第7条の規定すべてを削除するものでございます。本文に戻っていただきたいと思います。中段どころでございますが、第3条が規定してございます。邑南町教育長の勤務時間、休憩等に関する条例の制定についてでございます。これにつきましては、文部科学省初等中等教育企画課通達がございまして、改正法では、新教育長は、特別職であります但勤務形態について現行の法に基づく形態と何ら変更することは想定しておらず、法の改正前において、前条では、教育長はこれまで一般職の身分であったため勤務時間等について、一般職の例としてございましたが、勤務時間等の規定の部分削除したことと、後に4条でご説明申しあげますが、法律に第11条の服務に関する規定がございまして、教育長には、職務に専念する義務を課したことによりまして、改めて現行の一般職の規定に準じて、この条例を制定する必要性が生じたものでございます。なお、この条例でございますが、内容的には、一般職とほぼ同じ内容でございまして、詳細は割愛しますが、第1条の条例の趣旨から第13条、14条、病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認についての規定をしてございます。第15条でございますが、休暇に関する手続その他休暇に関し必要な事項は、職員の勤務時間等に関する条例によるものとしたところでございます。続きまして、第4条でございます。邑南町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてでございます。これまで説明を申しあげましたとおり、法律改正に基づきまして教育長の職務に専念する義務を課したためこれが規定する必要性が生じたものでございます。第1条には趣旨を、第2条には、職務に専念する義務の免除を規定したものでございます。附則には、これは来春、4月1日から施行するというふうに規定してございます。以上でございます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第128号の提案理由をご説明申しあげます。議案第128号 邑南町保育の実施に関する条例の廃止についてでございますが、これは児童福祉法の改正に伴い条例を廃止するものでございます。詳細につきましては、福祉課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議案第128号、邑南町保育の実施に関する条例の廃止についてご説明いたします。現在、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、市町村は条例で保育の実施のための基準を定め、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならないとされており、本町においては邑南町保育の実施に関する条例でこれを規定しているところでございます。このような中で、児童福祉法第24条第1項が改正され、保育の実施のための基準については条例委任を廃止し、子ども子育て支援法施行規則、平成26年内閣府令第44号に、邑南町保育の実施に関する条例で規定していた

保育の実施基準が、拡充する内容で具体的に設けられたことから、条例を廃止するものでございます。なお、この条例は、子ども子育て支援法の施行の日から施行するものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●**石橋町長(石橋良治)** はい議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第129号から議案第130号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第129号工事請負契約の締結についてでございますが、これは平成26年度公共土木施設災害復旧工事にかかる工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。既に相手方と仮契約を結んでおりますので、ご審議のほどよろしくお願いをします。次に議案第130号の提案理由をご説明申し上げます。工事請負契約の変更契約の締結についてでございますが、これは、平成26年度矢上小学校多目的集会施設建設工事にかかる工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。既に相手方と仮変更契約を結んでおりますので、ご審議のほどよろしくお願いをします。以上、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いをします。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 土崎建設課長。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 議案第129号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。工事名は平成26年度公共土木施設災害復旧事業、青笹川2号、3号か所河川災害復旧工事、かつこ、25災、千110号、千111号、かつこ閉じる。工事場所は、邑南町日貫地内です。11月20日に11社による指名競争入札を行い、予定価格1億1千861万円に対し、1億1千800万円で落札を決定いたしましたので、消費税を加え契約額1億2千744万円で、邑南町矢上5千824番地4、株式会社溝辺組、代表取締役溝辺達仁氏と11月21日に仮契約を締結しております。昨年の8.24豪雨災害の復旧工事で青笹川にかかる復旧工事か所は、1号から5号までありまして、本案件はそのうちの2か所、2号箇所と3号箇所を合冊したものでございます。工事概要は2号か所が21工区、延長330.6メートル、ブロック積み千159平米、3号か所が12工区、延長251.2メートル、ブロック積み722平米でございます。工期は平成27年3月27日としております。以上工事請負契約を締結したいので地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

●**細貝学校教育課長(細貝芳弘)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 細貝学校教育課長。

●**細貝学校教育課長(細貝芳弘)** 議案第130号についてご説明を申し上げます。8月1日に契約しました矢上小学校多目的集会施設の新築工事についてでございますが、工事で2つの内容変更が生じたため、予算の範囲内で契約の変更をしようとするものでございます。まず、あの一つ目でございますが、校舎の裏側の立木伐開によりまして既設のフェンスの損傷が激しいことが判明したことと、立木等がなくなり急傾斜があらわになったため、児童の安全面からフェンスの施工延長が必要と判断したことや、あるいは、立木の地権者により視線を遮るようなフェンスの設置要望が出たことによるものでございます。二

つ目でございますが、当初旧体育館に設置してございました音響施設を再利用するとしておりましたが、スピーカー等の老朽化によりまして接触不良や、あるいは、最近のCDあるいはDVDが使用できないことが明らかとなったため新設しようとするものでございます。具体的には、フェンスにつきましては現行の設計50メートルでございますが、これを60メートルほど延長しまして、このうち20メートルにつきましては地権者の要望を考慮し、目線を遮るフェンスを設置しようとするものでございます。また、音響でございますが、施設埋め込み式のスピーカー4基を設置し音響機器を整備しようとするものでございます。これらの設計額でございますが、269万円でございますが、これに当初の入札率を乗じ、さらに消費税を加えました283万2千840円を増額しまして、工事請負変更総額を1億1千353万2千840円とするものでございます。また、これに関する工期でございますが、集成材の納品の遅れ等によりまして、50日延期しまして、完成期日を3月21日に変更しようとするものでございます。12月1日に邑南町矢上7千486番地1、石見工業株式会社代表取締役社長小泉賢咲氏と変更仮契約をしたところでございます。以上でございます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第131号町道路線の認定についてでございますが、これは、新規認定として1路線を認定しようとするものでございます。詳細につきましては、建設課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土崎建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) 議案第131号町道路線の認定についてご説明申し上げます。議案書に添付している調書をご覧ください。このたび認定する路線は1路線であります。整理番号1、田ノ迫線は県道田所国府線、上田所千375番地3先より分岐し、林道若迫線分岐を経由し、上田所千464番地先までの路線延長2千150.0メートルを認定するものでございます。次ページ以降認定路線図を添付しておりますのでご覧ください。以上道路法第8条第1項の期待により町道路線を認定したいので同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第132号から第136号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第132号、平成26年度邑南町一般会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ1千319万6千円減額するものでございます。次に議案第133号、平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ3千742万3千円増額するものでございます。次に議案第134号、平成26年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ1千600、あ失礼しました、1千69万7千円減額するものでございます。次に、議案第135号、平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ3千309万3千円減額するものでございます。次に、議案第136号平成26年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ795万3千円減額するものでございます。詳細につま

しては、それぞれ担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議案第132号、平成26年度邑南町一般会計補正予算第5号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ1千319万6千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を146億266万6千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから5ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。以下、第2条で地方債の補正がございます。ページの方6ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。はじめに追加分でございますが、現年発生農地補助災害復旧事業債を120万円、現年発生農業用施設補助災害復旧事業債を90万円計上しております。本年9月の豪雨で被災した日貫及び日和地区での復旧事業に係るものでございます。次に変更分でございますが、基盤整備促進事業債が2千460万円減額の3千420万円でございます。県営中山間地域総合整備事業費負担金等の減額に伴うものでございます。次に県営林道整備事業債につきましても100万円の減額でございます。次に木材市場整備事業債でございますが、県補助金の減額を受け、これを地方債で補てんすることが必要となったことにより7千680万円増額の2億540万円でございます。続きまして、道路改良舗装事業債、公営住宅建設事業債、林地崩壊防止事業債でございますが、それぞれ事業調整に伴う額の補正をしております。地方債の合計額でございますが、補正前の限度額22億6千80万円に對しまして、5千610万円増額の23億1千690万円を設定しております。次のページでございますが、予算に関する説明書でございます。表紙をめくっていただきますと事項別明細書となっております。1ページから3ページは総括表となっておりますのでご確認ください。説明の方は4ページからさせていただきますので、めくっていただきまして4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。主なものを説明させていただきます。12款分担金及び負担金でございます。農林水産業費分担金及び災害復旧費分担金は、各事業の実施に係る受益者分担金でございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金でございますが、民生費国庫負担金としまして、1千7万9千円の増額でございます。生活保護費等事業費の増額見込みに對して国庫負担金を増額するものでございます。2項国庫補助金でございます。総務費国庫補助金994万7千円は、社会保障税番号制度に對するのためのシステム整備費に對する補助金でございます。民生費国庫補助金の679万3千円は、臨時福祉給付金支給事業費等の増額見込みに對する増額計上でございます。6ページをお開きください。8土木費国庫補助金からその下15款県支出金1項県負担金の民生費県負担金は、それぞれ補助事業等の交付見込額に基づく補正でございます。2項県補助金でございますが、民生費県補助金1千53万4千円の増額でございます。生活保護費補助金としまして島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金1千127万9千円を計上しております。これは、介護保険事業に事業費を計上しております権利擁護センター運営事業の財源として交付決定を受けたものでございます。6農林水産業費県補助金でございますが、1億930万9千円の減額補正でございます。農業費補助金につきましては、補助事業の交付決定を受けたもの

で、農地の利用調整に係る経営転換協力金を300万円減額して新たに機構集積協力金として1千142万円を新規に計上したものなどがございます。8ページをお開きください。農林水産業費県補助金の続きでございますが、林業費県補助金の減額、1億1千353万5千円は、江の川共販市場拡張事業が県の森林整備加速化林業再生事業での実施が困難になったことから1億1千403万5千円の減額補正をするものなどがございます。教育費県補助金、災害復旧費県補助金につきましては、新規及び追加事業に係る増額分を計上しております。16款財産収入につきましては、邑智郡森林組合の出資配当金でございます。17款寄付金は、ふるさと寄付金の増額分でございます。10ページをお開きください。18款繰入金でございますが、いこいの村香木の森基金繰入金としまして210万9千円を増額しております。施設の修繕費に充当するものでございます。20款諸収入でございます。雑入として過年度分の社会福祉協議会補助金の返還金など244万1千円でございます。21款町債でございますが、先ほど地方債補正でご説明いたしましたので省略させていただきます。続きまして14ページをお開きください。歳出でございます。こちら主なものを説明させていただきます。2款総務費でございます。一般管理費で7千654万7千円を増額しております。主なものとしましては、職員給与費で2千95万2千円を計上しております。この内時間外勤務手当が2千万円でございます。災害復旧事業費から組み替えて計上しております。また、財政調整基金を5千217万8千円計上しております。一般財源の減額分を基金に積み立てるものでございます。16ページをお開きください。3款民生費でございます。社会福祉総務費でございますが、臨時福祉給付金支給事業費の増額分などで、711万4千円の増額補正でございます。3老人福祉費の2千715万7千円の減額でございますが、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の平成25年度精算分、平成26年度見込み額に基づく減額を計上しております。18ページをお開きください。3款民生費の続きでございますが1項社会福祉費及び2項児童福祉費ともに、事業の実績見込みに伴い必要額を補正しております。20ページをお開きください。3款民生費、3項生活保護費でございますが、保護世帯が増えたことなどにより合計1千434万円の増額補正でございます。4款衛生費でございます。保健衛生総務費では、3千267万6千円の減額補正でございます。簡易水道事業特別会計繰出金で、公営企業法への移行のための法適的化事業の内、会計システム整備等を次年度に実施することによる減額でございます。5予防費でございますが、231万5千円の増額でございます。肺炎球菌ワクチンが定期接種化されたことに伴い予算措置を行うものでございます。22ページをお開きください。6款農林水産業費でございます。3農業振興費では、1千223万2千円の増額でございます。補助事業の交付決定などによるものでございますが、農地確保利用支援事業で、機構集積協力金交付事業として新規の対象集落分としまして1千142万円を計上しております。5農地費でございますが、2千364万5千円の減額でございます。農地有効利用支援整備事業など県営事業の事業調整による減額が主なものでございます。6農業基盤整備費は、1千95万円の減額でございます。県営農道保全事業の事業調整などに伴う減額でございます。24ページをお開きください。2項林業費でございます。2林業振興費は、3千298万8千円の減額でございます。主なものは、江の川共販市場拡張工事の設計変更に伴う事業費の組み替えでございます。また、舗装等外溝工事の発注が来年度になる見込みであることから3千300万円を減額しております。7款商工費で

ございますが、いこいの村霧の湯等管理費 2 1 0 万 9 千円の増額でございますが、霧の湯、香夢里の浄化槽ブローアなどの修繕費でございます。2 6 ページをお開きください。8 款土木費でございます。1 項土木管理費、3 下水道費で 3 2 4 万円減額でございます。長寿命化計画策定業務を来年度補助事業として実施するため、減額するものでございます。2 項道路橋りょう費でございますが、道路新設改良費 7 7 0 万円を増額しております。町単独の災害防除工事等を実施するものでございます。2 8 ページをお開きください。9 款消防費は、防災士養成事業の増額でございます。1 0 款教育費でございますが、就学援助費の単価改定分などを計上しております。ページの方は 3 2 ページをお開きください。1 1 款災害復旧費でございます。1 項農林水産施設災害復旧費で、農地災害復旧費 3 0 9 万円、農業用施設災害復旧費 3 0 9 万円を計上しております。本年 9 月の豪雨で被災したもので、日貫、日和地区で計 4 か所分でございます。4 農林水産施設災害復旧管理費の 1 千 2 0 0 万円の減額分でございますが、職員手当の時間外手当の減額分で総務費の一般管理費に組み替えるものでございます。また、5 林地崩壊防止事業は羽須美地域分の増額補正でございます。2 項、公共土木災害復旧費の 2、公共土木災害復旧管理費 8 0 0 万円の減額分でございますが、こちらも時間外手当を総務費の一般管理費に組み替えるものでございます。以上地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●種町民課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 種町民課長。

●種町民課長(種文昭) 議案第 1 3 3 号、平成 2 6 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号についてご説明申しあげます。予算書の 1 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 千 7 4 2 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 4 億 9 千 8 5 3 万 5 千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明申しあげます。予算に関する説明書の事項別明細書 4 ページをお開きください。まず、歳入でございます。4 款の国庫支出金につきましては国庫負担金の療養給付費負担金が、一般被保険者に係る医療費の増加に伴い、療養給付費等の増額補正分の財源として 1 千 9 7 万 6 千円の増額でございます。国庫補助金の普通調整交付金も、同じく療養給付費等の増額補正分の財源として、2 4 0 万 1 千円の増額でございます。特別調整交付金は、国保の保健事業で、国保ヘルスアップ事業の助成金として、2 6 4 万 1 千円増額しております。5 款の県支出金でございますが、県補助金の普通財政調整交付金は、これも一般被保険者の療養給付費等の増額補正分の財源として、2 0 5 万 8 千円増額しております。9 款の繰入金でございますが、国民健康保険事業基金繰入金につきましては、これも一般被保険者の療養給付費等の増額補正分の財源として、1 千 8 8 6 万 5 千円増額しております。6 ページをお開きください。一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金、職員手当の更正と国保システム改修費として、4 8 万 2 千円増額しております。次に、8 ページをお開きください。歳出でございますが、1 款の総務費につきましては、一般管理費の職員手当等が、通勤手当と住居手当の更正増により 1 5 万 8 千円増額、役務費が 7 0 才未満の被保険者に係る高額療養費等の算定基準額について、法改正により所得区分が細分されたことに伴う国保システムの改修手数料として 3 2 万 4 千円増額しております。2 款の保険給付費でございま

すが、一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の医療費が増加しており、年間の医療費推計では予算の不足が見込まれますので2千430万円増額しております。一般被保険者高額療養費でございますが、これも同じく一般被保険者の医療費の増加に伴い、1千万円増額しております。5款の保健事業費の保健給付費は、国保保健事業の国保ヘルスアップ事業費を増額しております。この事業は、被保険者の医療情報、健診情報などを活用して、保健事業をPDCAサイクルに沿って効率的、効果的に実施する事業でございます。事業期間は平成26年度から3年間でございます。今年度は、主に健康教育事業として報償費に講師謝金30万円、10ページでございますが、特定健診未受診者対策事業として、データヘルス計画策定委託料に195万3千円を、総額では264万1千円増額しております。なお、助成対象事業費の10分の10が特別調整交付金に算入されます。続きまして、議案第134号、平成26年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1千69万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億6千453万3千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。まず、歳入でございます。4款繰入金の一般会計繰入金につきましては、療養給付費負担金繰入金が、島根県後期高齢者医療広域連合から平成25年度負担金の精算による返還金と、平成26年度負担金の減額決定により、合わせて2千715万7千円減額しております。6款の諸収入につきましては、島根県後期高齢者医療広域連合から平成25年度負担金の精算による返還金1千646万円を増額しております。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。2款、後期高齢者医療広域連合納付金の療養給付費負担金でございますが、平成26年度負担金の減額決定により1千69万7千円減額しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 朝田水道課長。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議案第135号、平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第3号につきまして、ご説明申し上げます。予算書の1ページを、お開きください。第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3千309万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5千934万9千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。補正の内容について、ご説明申し上げます。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが、一般会計繰入金が3千327万6千円の減額でございます。雑入は、18万3千円の増額でございます。これは自動車損害共済金の収入によるものでございます。6ページをお開きください。歳出の一般管理費でございますが、職員手当等が101万1千円の増、時間外手当等の増額でございます。需用費が18万4千円の増、これは公用車の修繕料でございます。委託料が2千384万円の減、これは公営企業会計法適用事業に係る料金、会計等システム導入を翌年度に行うこととしたための減額によるものでございます。工事請負費が46万2千円の増、これは橋梁災害復旧工事に伴う水道管仮設移転工

事費でございます。備品購入費が1千91万円の減、公営企業会計法適用事業に係る水道料金システム機器購入費の減額でございます。続きまして、議案第136号、平成26年度 邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号につきまして、ご説明申しあげます。予算書の1ページを、お開きください。第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ795万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6千218万1千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。第2条債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。4ページをお開きください。第2表、債務負担行為でございます。これは、公共下水道石見浄化センターほか維持管理業務の入札執行及び複数年契約の締結のための債務負担行為の設定でございます。事項といたしましては、石見浄化センターほか維持管理業務委託費、期間は平成27年度から平成29年度までの3年間でございます。限度額は、維持管理業務委託費用でございます。この債務負担行為でございますが、平成27年度からの維持管理業務の業者を競争入札で特定するとともに、委託期間を3年間の複数年とすることで業者の事業継続性を担保し、単年度契約よりも有利な価格で契約することをねらいとするものでございます。平成27年度の業務の実施及び予算の執行につきましては、平成27年4月1日からになりますが、平成26年度のうちに業者の特定及び契約の締結を行う必要がございますため、前もって債務負担行為を設定し、今年度中に入札及び契約の手続きができるようにするものでございます。補正の内容について、ご説明申しあげます。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが、一般会計繰入金は336万6千円の減額でございます。雑入は、458万7千円の減。これは主要地方道田所国府線市木工区の橋梁架け替えに伴う下水道管の移転工事補償金の減額でございます。予定しておりました下水道管移転工事につきましては、来年度になるため、減額するものでございます。6ページをお開きください。歳出の生活排水処理事業費でございますが、工事請負費を60万円増額しております。これは、浄化槽の放流管等の単独工事費に係る増額でございます。農業集落排水事業一般管理費の工事請負費が531万3千円の減額でございます。これは、主要地方道田所国府線橋梁架け替えに伴う下水道管移転工事費の減額でございます。下水道事業一般管理費の委託料が324万円の減額でございます。これは、下水道長寿命化計画の策定の事前調査費でございますが、町単独で実施を予定しておりましたが、県との協議におきまして来年度、補助事業で取り組んだほうが有利であるとの判断により、今年度予算を削減するものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●議長(山中康樹) 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(山中康樹) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでございました。

—— 午後12時3分 散会 ——